

### (13) 事業者の選定

検討委員会における審査・評価の結果を受けて、本市で事業者を選定し、選定事業者に通知する。また、事業者の選定について、公表する。

### (14) 事業契約等の締結

選定した事業者と本市とは基本協定書を締結し、市会の議決を経て事業契約を締結する。

## 4. 応募者の備えるべき参加資格要件

### (1) 入札参加者の全体構成

(ア) 本事業の入札参加者には、空調設備等の設計業務を行う企業、工事監理業務を行う者、施工業務を行う企業、性能保証業務を行う企業、維持管理業務を行う企業を含むこと。また、必要に応じて、本事業の進捗管理や他の構成員、協力企業等との連絡調整などの業務を行う企業も入札参加者に含むことができる。なお、同一の者が複数の業務を行うことを妨げない。ただし、同一の対象校において施工業務を行う者と工事監理業務を行う者が同一となることは認めない。

(イ) 入札参加者のうち、特別目的会社（以下「SPC」という。）に出資し、かつ、SPC から直接業務を受託し又は請け負う者を構成員とし、SPC に出資せず、かつ、SPC から直接業務を受託し又は請け負う者を協力企業として、必ずいずれかに位置付けること。

### (2) 入札参加グループの構成企業の入札参加資格要件

入札参加グループの構成企業は、次の基本的参加資格要件を満たすものとする。

さらに、各業務に当たる企業が入札参加グループの構成企業となる場合には、それぞれ次の要件を満たすこととする。

#### ア 基本的参加資格要件

(ア) 京都市競争入札参加有資格者名簿(物品、工事、測量・設計等)に登載されている者とする。なお、京都市競争入札参加有資格者名簿に登載されていない者で、本件入札に参加しようとする者は、入札参加表明書及び入札参加資格確認書類の提出期限までに、「令和 8 年度に締結が見込まれる物品等及び特定役務の調達契約に係る一般競争入札等の参加資格等(令和 7 年告示第 363 号)」(以下「京都市告示第 363 号」という。)に基づく京都市競争入札参加資格審査申請を行い、適格と認められるものとする。~~ただし、入札参加資格確認基準日時点で審査中等の場合は、本市と協議するものとする。~~

(イ) 入札参加表明書及び入札参加資格確認書類提出日、入札予定日(入札書及び事業提案書提出予定日)及び選定事業者決定日の 3 時点において、京都市競争入札等取扱要綱(平成 6 年 4 月 1 日制定)第 29 条第 1 項の規定に基づく競争入札参加停止を受け、その期間中にある者でないこととする。

(ウ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団でないこと。

- (エ) 暴力団員等が出資、融資、取引その他の関係を通じて、その事業活動に支配的影響力がある法人でないこと。
- (オ) 入札参加者の構成員及び協力企業のすべてが、本市が本事業のアドバイザー業務を委託している者及び当該アドバイザー業務において提携関係にある者、又はこれらの者との資本面若しくは人事面において関連がない者であること。
  - a. 有限責任監査法人トーマツ 東京都千代田区丸の内 3-2-3
  - b. 合同会社デロイトトーマツ 東京都千代田区丸の内 3-2-3
  - c. デロイトトーマツ PRS 株式会社 東京都千代田区丸の内 3-3-1
  - d. 鈴木法律事務所 東京都渋谷区渋谷 1-3-18
- (カ) 入札参加者の構成員、協力企業及びこれらの企業と資本面若しくは人事面において関連のある者が、他の入札参加者の構成員又は協力企業として参加していないこと。  
 ※「資本面において関連のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の 100 分の 50 を越える株式を有し、又は企業の出資総額の 100 分の 50 を超える出資をしているものをいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の役員を兼ねているものをいう。
- (キ) 検討委員会の委員及び委員が属する法人と資本関係又は人的関係のない者であること。
- (ク) PFI 法第 9 条に規定する欠格事由に該当しない者であること

#### イ 「設計業務」を行う者の要件

- (ア) 常勤の自社社員で、かつ、入札参加資格確認基準日において引き続き 3 箇月以上の雇用関係がある建築士法（昭和 24 年法第 100 号）に基づく設備設計一級建築士又は建築設備士の資格を有する者を配置できること。
- (イ) 入札参加資格確認基準日時点で本市の競争入札参加有資格者名簿において建築設計または設備設計に登録されていること。
- (ウ) 少なくとも 1 企業は、平成 22 年度以降に、完成済みの延べ床面積 3,000 m<sup>2</sup>以上の建築物の新築、改修、改築又は増築工事に伴う空調設備等設計の元請としての実績を有していること。

#### ウ 「施工業務」及び「移設業務」を行う者の要件

- (ア) 常勤の自社社員で、かつ、入札参加資格確認基準日において引き続き 3 箇月以上の雇用関係がある者を配置できること。
- (イ) 少なくとも 1 企業は、入札参加資格確認基準日時点で本市の競争入札参加有資格者名簿において管工事に登録されていること。
- (ウ) 少なくとも 1 企業は、建設業法第 3 条第 1 項の規定による管工事に係る特定建設業の許可を受けていること。
- (エ) 少なくとも 1 企業は、建設業法第 27 条の 23 第 11 項の規定する経営事項審査を受け、直前の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書における「管」の総合評定点が 850 点以上であること。